

食の多様性に係る掘り起こし調査等業務 委託仕様書

1 目的

佐賀県の食の多様性向上を図り、国内外に対して情報を発信することで、今後の外国人誘客へと繋げていくため、本県の豊かな農作物等を活用している事業者など国内外旅行者の多様な嗜好、習慣や風習、宗教等に対応する飲食店舗情報の収集、調査等を行う。

2 実施期間

令和4年7月上旬から令和5年1月中旬まで

3 委託業務内容

- (1) 令和3年度「食の多様性に係る掘り起こし調査等」事業参加店舗で提供されるメニューのブラッシュアップ及び新メニュー開発に関すること。(参加店舗においては、一般社団法人佐賀県観光連盟(以下「連盟」という。)のホームページ「あそぼーさが」の「SAGA Gastronomy」を参照<https://saga-gastronomy.com/>)

(※対象店舗は連盟と協議のうえ、件数は10件程度とし、インバウンド向けメニュー開発等を実施するための、外国人モニター募集も含む。)

- (2) 佐賀県の豊かな農作物等を活用している事業者や、国内外旅行者の多様な嗜好、習慣や風習、宗教等に対応する飲食店舗の調査に関すること。

(※対象地域及び店舗、調査項目は連盟と協議のうえ決定し、件数は10件程度とする。)

- (3) 掘り起こした店舗やブラッシュアップした店舗での多言語メニューの作成・提供に関すること。

- ① 多言語メニューの翻訳

- ・言語については英語、中国語(簡体字・繁体字)及び韓国語に対応すること。

- ② 多言語メニューの内容

- ・翻訳された情報はデータ及び店舗が活用しやすい方法で納品すること。

- ・店舗名(ローマ字併記)、各品目の写真、価格(消費税込みの表記とする。)、品目名(日本語の読みを単にローマ字等で表記するのではなく、外国人が料理の内容を理解できるように訳すこと。)、品目の説明及び調理法を原則として掲載すること。なお、写真については受託者が手配すること。

- ・セットやコースメニューについては、全てが揃った写真を用い全体量が分かるようにすること。

- ・必要に応じて各品目に対し用い、使用材料を示すこと。

- ③ 多言語メニューのネイティブチェック・校正の実施

- ・完成したメニューについては、必ずネイティブチェック、スペルチェック及び校正を行うこと。

- ④ 多言語メニューを用意している旨の店頭表示ステッカーを作成すること(データは連盟から提供する。)

- ⑤ 多言語メニューの成果物の提供

- ・ネイティブチェックを終えた多言語メニューについては、データでの納品後、申請のあった飲

食店等に対して上記④のステッカーを1枚添えて提供すること。なお提供する方法については、別途連盟と協議すること。

- (4) 掘り起こした店舗情報やブラッシュアップした店舗情報を、「サガガストロノミー（連盟 HP 内に掲載中）」の佐賀県内マップ上に店舗のアイコンを張り付け、店舗の詳細を閲覧可能にすること。（※サガガストロノミーサイトは「Word Press」にて管理運営を行っているため、これに関する知識を有すること。）
- (5) より魅力的な「サガガストロノミー」Web ページ提案及び制作
- (6) 国内（九州県内、主に福岡・長崎等）に向けた情報発信及びグルメサイト等を利用した海外への情報発信を行うこと。
- (7) 留意事項
 - ・飲食店との連絡調整は受託者が行うこと。

4 業務終了後の提出書類等

- (1) 業務完了報告書
 - ・紙媒体2部とデータ1式（記憶媒体1枚に保存）を連盟に納品すること。
- (2) その他実施内容の説明に必要と思われる資料については、2部連盟に納品すること。

5 その他留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 業務に係る機器や写真等は受託者が用意すること。また、その費用については、受託者側で負担するものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては連盟と随時打合せを行い、業務の内容については最終的に、連盟と受託者が協議を行い決定する。
- (4) 業務において打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (6) 業務の遂行に当たり、第三者（連盟及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権処理等を行うこととする。
- (7) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法〔明治32年法律第39条〕第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、連盟に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、連盟と協議するものとする。
- (8) 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (9) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密をほかに漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (10) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効果的に行う上で必要な業務については、書面により発注者の承認を得て、業務の一部を委託することができる。

6 委託料の支払い

完了払